

**様式第42**（第62条の5の2関係）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

(1) 年 月 日			
(2) 殿			
申請者 (3)			
住所 _____ (電話 _____)			
氏名 _____			
(4) 設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所		(5)	
製造所等の別		(6)	貯蔵所又は取扱所の区分 (7)
設置の許可年月日及び許可番号		(8) 年 月 日 第 号	
設置の完成検査年月日及び検査番号		(9) 年 月 日 第 号	
タンクの種類		(10)	対象となる地下貯蔵タンク又は二重殻タンク (11)
当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの設置時の完成検査期日		(12)	
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無 (13)		告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置 (有・無) 告示第71条第4項第2号に掲げる措置 (有・無) 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置 (有・無)	
直近の漏れの点検を行った年月日		(14)	
期間延長後の漏れの点検予定期日		(15)	
その他参考となる事項		(16)	
※ 受付欄		備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。  
 4 ※印の欄は記入しないこと。

【記入要領】

項目	記入要領
(1) 日付	申請日（申請書提出日）を記入します。
(2) 宛先	奈良県広域消防組合管理者とします。
(3) 申請者	危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項のただし書きの規定により、点検期間延長申請をしようとする者の住所・電話番号・氏名を記入します。
(4) 設置者	当該製造所等の設置者の住所・電話番号・氏名を記入します。 法人の場合は、事務所の所在地・法人名称・代表者の役職・氏名を記入します。
(5) 設置場所	許可を受けている製造所等の所在地を記入します。
(6) 製造所等の別	製造所は「製造所」、危険物の規制に関する政令第 2 条に掲げるものは「貯蔵所」、危険物の規制に関する政令第 3 条に掲げるものは「取扱所」と記入します。
(7) 貯蔵所又は取扱所の区分	危険物の規制に関する政令第 2 条または第 3 条に規定する区分により、「地下タンク貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入します。
(8) 設置の許可年月日及び許可番号	危険物施設の設置の許可番号と許可年月日を記入します。
(9) 設置の完成検査年月日及び検査番号	設置の完成検査年月日と検査番号を記入します。
(10) タンクの種類	鋼製一重殻、S F 二重殻等、タンクの種類を記入します。
(11) 対象となる地下貯蔵タンクまたは二重殻タンク	申請の対象となる地下貯蔵タンクについて記入します。 （記入例「○ k   タンク 1 基」） 複数の地下貯蔵タンクのうちの一部分について申請する場合、対象となるタンクがわかる平面図等を添付します。 （記入例「○ k   タンク 1 基（別紙のとおり）」）
(12) 当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの設置時の完成検査期日	申請対象となるタンクに係る危険物施設の設置時の完成検査期日を記入します。
(13) 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無を記入します。 「告示第 71 条第 4 項第 1 号イ又はロに掲げる措置」とは、漏えい検査管により、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること、または危険物の貯蔵または取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。 「告示第 71 条第 4 項第 2 号に掲げる措置」とは、タンク室又は漏れ防止構造で区画していること、または地下貯蔵タンクの内面にコーティング処理をしていること。 「平成 15 年総務省令第 143 号附則第 3 項に掲げる措置」とは、平成 16 年 3 月 31 日以前に設置許可申請がなされた施設で、漏えい検査管により 1 週間以内に 1 回以上危険物の漏れを確認し、かつ、貯蔵または取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認し、かつ、所有者等は奈良県広域消防組合火災予防危険物規制規則第 21 条に定める計画届出書（様式第 16 号）を組合管理者に届出をしていること。
(14) 直近の漏れの点検を行った年月日	直近の漏れの点検を行った年月日を記入します。
(15) 期間延長後の漏れの点検予定期日	当該申請により延長が認められた後の、漏れの点検予定期日を記入します。 （漏れの点検は、使用を再開する日の前日までに実施すること。） 休止が長期にわたり、期日が不明の場合は、「再開の日の前日」と記入します。
(16) その他参考となる事項	危険物が流入するおそれがないようにするための措置を講じた内容等を記載します。

